

税制上の優遇措置

本学へ寄付のご協力をいただけますと、以下の税制上の優遇措置が受けられます。

個人によるご寄付の場合

1. 所得税の寄付金控除

本学への寄付金は、文部科学省より寄付金控除の対象となる証明を受けております。寄付者様の選択により、「税額控除」「所得控除」いずれか一方の制度を利用し、確定申告の際に所得税の控除を受けることができます。控除額は、個人の所得、税率、寄付金額などの条件によって異なりますが、所得税率に関係なく所得税額から直接控除される「税額控除」が、多くの場合において「所得控除」よりも減税効果が大きくなります。確定申告に係る詳細については、最寄りの税務署にお問い合わせください。

(1) 「税額控除」

寄付金が2千円を超える場合には、その超えた金額の約40%を所得税額から控除することができます。但し、寄付金控除額は所得税額の25%が限度となります。

$$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{所得税控除額}$$

※確定申告の際には、本学発行の『寄付受領書』と『税額控除に係る証明書(写)』が必要となります。

(2) 「所得控除」

寄付金(その年に支出した寄付金の総額が、年間総所得金額等の40%以下とする)が2千円を超える場合には、その超えた金額が該当する年の所得から控除されます。

$$\text{寄付金額} - 2,000 \text{円} = \text{所得控除額}$$

※確定申告の際には、本学発行の『寄付受領書』と『特定公益増進法人証明書(写)』が必要となります。

2. 住民税の寄付金控除

本学へご寄付された翌年1月1日に下記の自治体にお住まいの方は、確定申告の際に、住民税の寄付金控除もあわせて申告することにより、翌年度の住民税から控除されます。なお、確定申告をせずに住民税の寄付金控除のみを受ける場合は、自治体に申告をしてください。

$$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times \text{住民税控除率} = \text{住民税控除額}$$

お住まいの自治体	都道府県	市区町村	(合計) 控除率
東京都杉並区、武蔵野市	4%	6%	10%
東京都(上記以外)	4%	—	4%
神奈川県相模原市	2%	8%	10%
神奈川県横浜市、川崎市	2%	—	2%
神奈川県(上記以外)	4%	—	4%

※1 控除対象となる寄付金額は、ご寄付された年の総所得金額等の30%が上限となります。

※2 上記の自治体および今後、本学を住民税控除の対象法人として指定した自治体から要請があった場合は、寄付者名簿を提出することになっておりますので、予めご了承願います。寄付者名簿には、氏名、住所、金額、受領日を記載いたします。

※3 未定の自治体もありますので、詳しくはお住まいの自治体へお問合せ願います。

法人によるご寄付の場合

法人様によるご寄付金につきましては、法人税法に基づき、当該事業年度の損金に算入することができます。損金算入の方法には、「受配者指定寄付金」と「特定公益増進法人に対する寄付金」の2種類がございます。

1. 受配者指定寄付金

寄付金の全額を寄付した事業年度の損金にすることができます。この税法上の優遇措置を受けるためには、日本私立学校振興・共済事業団宛に申込手续をする必要がありますが、同事業団への諸手続は本学で行いますので、書類のご提出、および寄付金のお振込は本学宛でお願いいたします。

なお、損金算入手続には、同事業団発行の「寄付金受領書」が必要となります。「寄付金受領書」は、本学を経由して寄付者にお送りいたします。

※同事業団が発行する「寄付金受領書」の受領日は、本学へのご入金約1ヶ月後となるため、法人様決算日の1ヶ月以内の期間にご入金いただく場合は、事前に総務グループまでご相談ください。

2. 特定公益増進法人に対する寄付金

法人様が本学に寄付された場合、特定公益増進法人に対する寄付金として一定の限度額までを損金に算入することができます。また、特定公益増進法人に対する寄付金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄付金の額に含めます。

※損金の算入の際には、**本学発行の『寄付受領書』と『特定公益増進法人証明書(写)』**が必要となります。

【損金算入限度額の計算方法】

損金算入限度額＝((a)資本基準額+(b)所得基準額)×1/2

(a) 資本基準額＝資本金額(期末資本金額+期末資本積立金額)×事業年度月数÷12月×3.75/1,000

※平成24年3月31日以前に開始する事業年度は1000分の2.5に相当する金額

(b) 所得基準額＝当期所得金額×6.25/100

※平成24年3月31日以前に開始する事業年度は100分の5に相当する金額